

関東地方整備局における 建設コンサルタント業務等の 詳細な低入札価格調査について

国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課

建設専門官 ^{やました}山下 ^{しんじ}眞治

1. はじめに

公共工事の品質確保に当たっては、調査・設計の品質が重要な役割を果たしています。しかしながら、昨今の公共工事に関する調査・設計については、低入札価格による受注が多発しており、調査・設計の成果の品質確保に支障を来すだけでなく、それに基づいて行われる公共工事の適切な施工や品質確保にまで支障が及ぶ恐れがあります。

このような背景を踏まえて、国土交通省発注の測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務および補償関係コンサルタント業務（以下、

「建設コンサルタント業務等」という）について、平成17年度以降、予定価格の70%に満たない低価格による受注者に対して、契約後に低入札価格調査を実施してきましたが、契約後であるため極端な低入札であっても契約せざるを得ない状況でした。しかし、平成19年4月から調査基準価格を下回る低価格による受注者に対し、契約前に低入札価格調査を実施し、その結果を基に契約を結ぶか否かを判断できるようになりました（表1）。

また、平成19年10月には「低入札価格調査の運用について」が本省より通知されているところですが、関東地方整備局においては依然として他整備局に比べ低入札発生率が高く推移しているところ

表1 調査基準価格の算出方法

●調査基準価格は、下表に掲げる業務の種類ごとに①から④までの合計額に100分の105を乗じて得た額。ただし、⑤および⑥に掲げる割合に予定価格を乗じて得た額をそれぞれ下限および上限とする。

業種区分	①	②	③	④	⑤ (下限)	⑥ (上限)
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の3を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額	諸経費の額に10分の3を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8

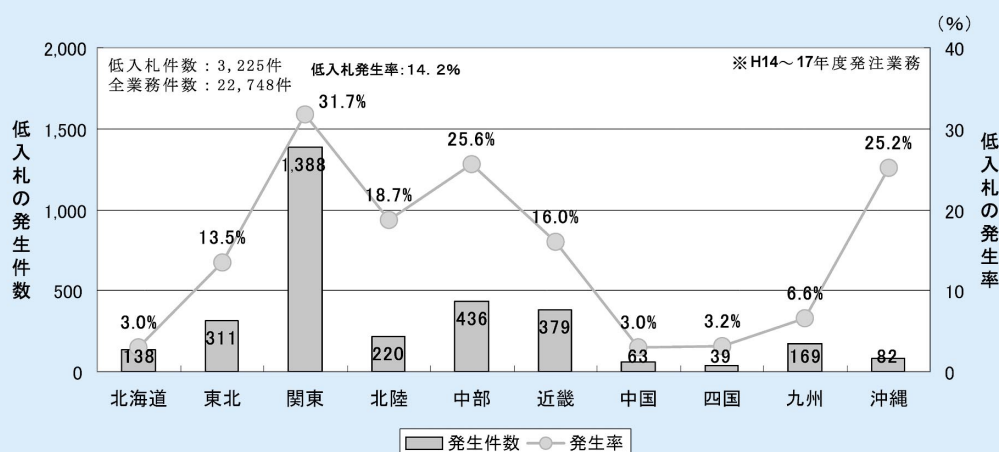
ろから、「建設コンサルタント業務等に係る詳細な低入札価格調査（試行）要領」を定めましたので、この紙面を借りて紹介させていただくものです。

2. 低入札の発生状況

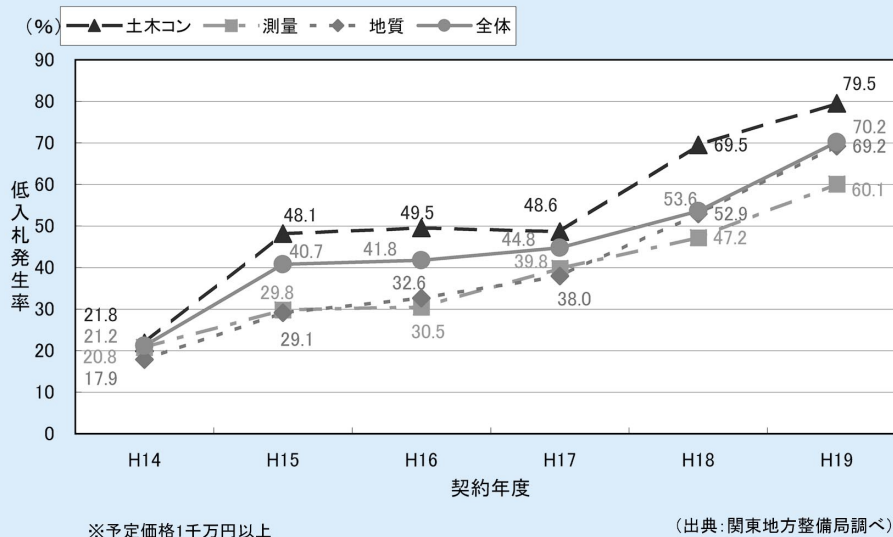
国土交通省が平成14年度から平成17年度にかけて発注したコンサルタント業務等のうち予定価格が70%未満だった業務は全体の14.2%で、地方整備局ごとにバラツキはありますが、関東地方整備

局はこの4年間の平均が約30%と他の整備局に比べ最も高く低入札が発生しています（図－1）。

また、当整備局の平成14年度から平成19年度にかけて低入札の発生状況の推移を見ると、いずれの年度においても増加傾向にあり、特に平成18年度からの上昇が大きく平成19年度（平成20年2月末）は70.2%（土木コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務が対象）に至っており、低入札対策は緊急の課題であることから、平成19年10月から「詳細な低入札価格調査」の試行を導入したものです（図－2）。



図－1 地方整備局別の低入札の発生状況



図－2 関東地方整備局の設計業務等の低入札発生状況（競争入札方式）

3. 詳細な低入札価格調査の概要

関東地方整備局で試行している低入札価格調査（以下「追加調査」という）の概要は以下のとおりです（図－3）。

(1) 試行調査の対象業務

予定価格1千万円を超える、測量・地質調査・土木関係コンサル・建築関係コンサル・補償関係コンサル業務のうち発注者が選定した業務を対象とする。

(2) 試行調査の方法

- ① 入札者のうち調査基準価格を下回ったすべての入札者に対し、本省の「低入札価格調査要領」に基づく低入札調査を実施。
- ② 上記調査の結果、下記に該当する者を追加調査の対象者とする。
 - 1) 極端な低入札を行い、品質が確保されるかまたは適正な履行がなされるかが懸念される入札者。

2) その他、地方整備局長等が追加調査の実施が必要と認めた入札者。

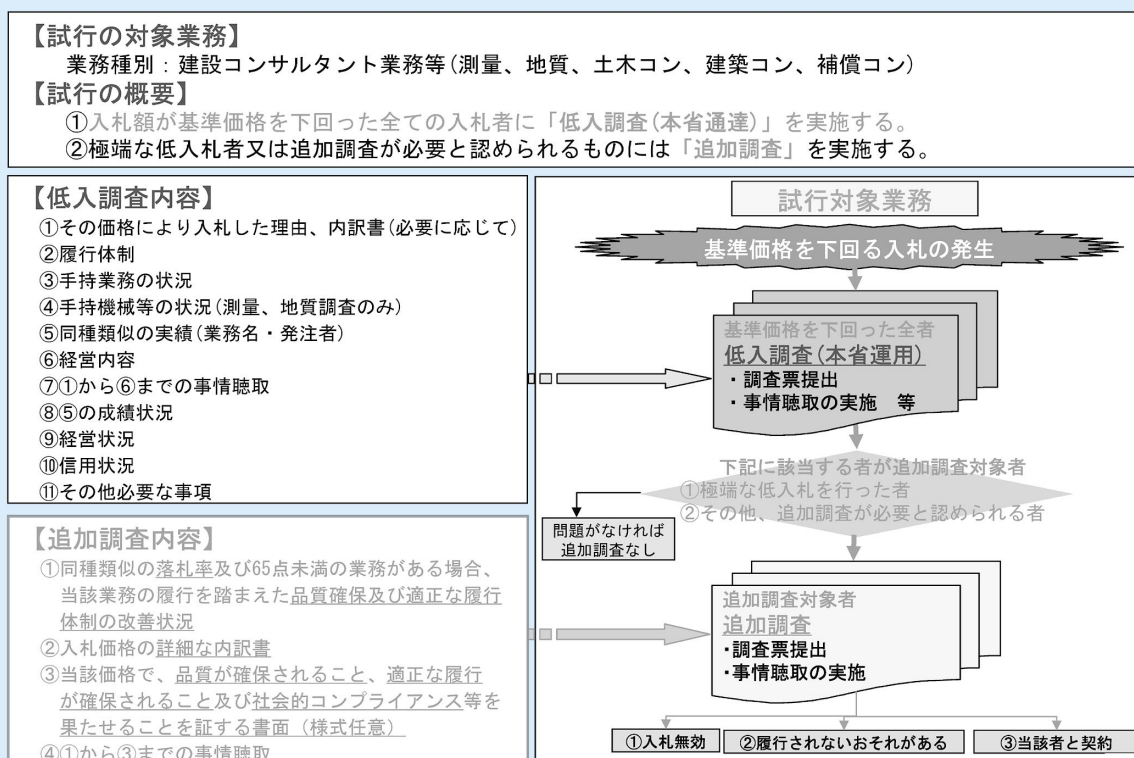
③ 追加調査対象者に対し、下記の資料および添付資料の提出を求める。

1) 配置予定技術者ごとに、過去において受注・履行した同種または類似業務の落札率、業務成績および契約書の写し。特に、65点未満の業務がある場合、当該業務の履行を踏まえた品質確保対策や適正な履行の確保対策等を記載した資料「資料－1」（図－4）。

2) 入札価格の詳細な内訳として、工種ごとの内訳構成や労務単価、歩掛り等が確認できる任意様式。なお、労務単価を証明する給与明細等の添付「資料－2」（図－5）。

3) 本入札額で成果品の品質が確保されること、適正な履行が確保されることおよび、社会的コンプライアンスを果たせることを代表取締役社長等が証した資料「資料－3」（図－6）。

4) その他地方整備局長等が必要と認める事項。



図－3 関東地方整備局における『詳細な低入札調査』の試行

【資料－１】

配置予定技術者ごとに、過去において受注・履行した同種又は類似業務の落札率、業務成績(但し、地方整備局成績評定要領に基づいて付された業務成績のみ記載する)及び契約書の写し

【記載要領】

1. 試行調査において提出した資料(様式7)に、「落札率」「業務成績」(但し、地方整備局成績評定要領に基づいて付された業務成績のみ記載する)を追記した資料を提出すること。
2. 成績評定が65点未満の業務がある場合は、当該業務の履行を踏まえ、当該成績の要因、それを踏まえた品質確保方策や適正な履行の確保対策、更に対策の実施状況、実施結果等の資料(1業務A4版1枚以内)を提出すること。

提出様式例 1

資料－１

調査で提出済みの「様式7」に追記(下記の着色部)したもの。
添付する「契約書の写し」「65点未満の業務に関する資料」の様式は任意とする。

過去において受注・履行した同種又は類似業務名及び発注者
(○○ 技術者)(氏名:○○○○)

通し 番号	業務名	発注者名	履行期間	契約金額	業務成 績評定	落札率	備考
○○	○○○○	○○整備局	HO. ○. ○～ HO. ○. ○	○○○○円			
○○	○○○○	○○整備局	HO. ○. ○～ HO. ○. ○	○○○○円			
○○	○○○○	○○整備局	HO. ○. ○～ HO. ○. ○	○○○○円			

注1: 既に提出している全ての「様式7」に、業務毎の「落札率」「業務成績(但し、地方整備局成績評定要領に基づいて付された業務成績のみ)」を記載すること。
注2: 記載された全ての業務の「契約書」の写しを添付すること。
注3: 記載された「業務成績評定」が65点未満の場合、当該業務の履行を踏まえ品質確保対策や適正な履行の確保対策等を記載した資料を添付すること。(以下を参照)

業務成績65点未満の業務を踏まえた改善策
(様式は任意(該当1業務あたりA4版1枚以内)とする)

図－4 追加調査様式例【資料－１】

【資料－２】

入札価格の詳細な内訳

【記載要領】

1. 試行調査において提出した資料(様式2)の「積算内訳の明細書」を算出した根拠となる、設計図書に記載されている区分別の費用及びその区分毎に職階別の歩掛、労務単価など詳細な内訳がわかる明細書(労務単価を証明する給与明細等)を提出すること。

提出様式例 2

資料－２

本調査で提出済みの「様式2」に追記(下記の着色部)したもの。
「二次内訳書」は任意様式とする。

入札価格の積算内訳の明細書
(道路詳細設計業務の場合の標準記載例)
(一次内訳書の様式)

一次内訳書－1 道路詳細設計1kmあたりの費用内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	業務 総額	積算 単価	備考
	設計計画及び施工計画	(km)式				二次内訳書－1
	現地踏査	(km)式				二次内訳書－2
	平面縦断設計	(km)式				二次内訳書－3
	横断設計	(km)式				二次内訳書－4
	道路付帯構造物・小構造物設計	(km)式				二次内訳書－5
	仮設構造物・用排水設計	(km)式				二次内訳書－6
	設計図	(km)式				二次内訳書－7
	数量計算	(km)式				二次内訳書－8
	照査	(km)式				二次内訳書－9
小計						

二次内訳書－1 設計計画及び施工計画1kmあたりの内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	単価	金額	備考
	技士(高度)	人				
	技士(やや高度)	人				
	技士(一般)	人				
	技術員	人				
小計						

注1 既に提出している「様式2」の「名称・規格」毎に「二次内訳書」を提出すること。
注2 「二次内訳書」の様式は任意とするが、歩掛・労務単価が確認できるものとする。
注3 労務単価の決定根拠となる、給与明細等の資料を添付すること。

図－5 追加調査様式例【資料－２】

- ④ 上記追加資料の提出後、速やかに追加調査対象者の責任者から事情聴取を行い、契約内容に適合した履行がされない恐れがないか確認する。
- ⑤ 資料の提出がされないときまたは事情聴取に応じないときは、その入札を無効とする場合がある。
- ⑥ 追加調査を経て契約を行った場合は、追加資

料の資料－3を整備局のホームページにて公表する。

- ⑦ 本省の低入札調査または追加調査を経て契約を行った者については、低入札調査または追加調査で提出された資料等を調査職員に引き継ぐとともに、仕様書で定められた業務計画書の内容のヒアリングを行い、業務計画書の記載内容が低入札調査または追加調査の内容と異なる場

【資料－3】

本入札額で成果品の品質が確保されること、適正な履行が確保されること及び、社会的コンプライアンスを果たせることを代表取締役社長等が証した資料。

【記載要領】

1. 受注者自ら品質が確保されることや履行の確実性、社会的コンプライアンスを果たしていること等を証明した資料(A4版●枚以内)を提出すること。
2. 記載にあたっては、入札額を踏まえた照査の実施方法及び実施体制、詳細な業務分担と責任分担及び指示系統等とともに、社会的コンプライアンスに対する認識等を記載する。

提出様式例 3

資料－3

様式は任意とする。(以下は参考)

平成〇年〇月〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇地方整備局 〇〇事務所長 殿

(株)〇〇会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

図－6 追加調査様式【資料－3】

合は、その理由について確認する。

4. 「詳細な低入札調査」の試行状況

平成19年度は、8業務で試行（土木コンサル3件、地質調査1件、測量4件）しました。その内、1業務で詳細な低入札調査の結果、2者“無効”とし、3番目の価格で入札した者と契約しました。参加者の入札を無効とした理由としては、追加調査の結果、提出を求めた資料において不備（根拠となる資料がない）があったことから2者を無効としました。これは、国土交通省で平成19年4月から建設コンサルタント業務等での低入札調査制度を施行して以来初めてとなります。

平成20年度以降は、詳細な低入札調査をより積極的に拡大するとともに、本省とも調整しながら低入札した業務に対し「業務コスト調査」や「監督（調査）の強化」等の実施を行っていく予定です。

5. おわりに

当整備局としては、建設コンサルタント業務等において平成19年10月から詳細な低入札調査を実施し、国土交通省で初めて“無効”としましたが、依然低入札の発生率は高い状況にあります。

公共工事の品質確保にあたっては、調査・設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査および建設コンサルタント業務の成果は、建設段階および維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなります。また、建設コンサルタント業務等においても、粗雑な業務が近年多く発生している状況です。

このようなことから、引き続き低入札者について適正な履行および成果品の品質確保のため、厳正に低入札調査を実施してまいります。併せて「詳細な低入札調査の拡大」「業務コスト調査」「監督（調査）の強化」等、複合的な対策を合わせて実施していくことが品質確保対策に必要と思われます。